

【分科会】

奈良集会まで、「全国手話通訳問題研究集会～サマーフォーラム～」は8分科会で実施してきましたが、昨今の運動や社会情勢の変化に合わせて、分科会の内容を見直して一部統合し、今回から6分科会にしました。

《第1分科会》 仲間づくりと学習

(旧第5分科会「学習会や仲間づくり」)

連 盟(共同研究者)／藤平 淳一

全通研(司会・記録)／曾我部 啓子、吉野 州正

これまできこえない人や手話通訳者に関わるさまざまな課題の解決に向け、私たちは仲間とともに運動を展開してきました。

手話通訳や手話サークル活動、地域、職場できこえない人と関わる人たち、福祉、医療、教育の専門家、若い世代など多様な人たちに働きかけ、ともに運動する「仲間づくり」について考えましょう。

◆討論の柱◆

- ・学習会の目的とその役割、課題や改善策について考えよう
- ・手話サークルや地域班の仲間づくりについて考えよう

【過去のレポート(参考)】

- ・「県を越えた試み“NA オンラインパーク”」全通研新潟支部(N-Action にいがた)
- ・『「サークルとろう高齢者との関わり」～ろう者の背景を学び、地域社会へつなぐ役割～』全通研広島支部
- ・「静岡市役所の職員が展開する『静岡市職員手話サークルが熱い!』」全通研静岡支部
- ・「N-Action 静岡 活動報告」次世代活動あり方検討委員会(N-Action 静岡)
- ・『「集まろう若者たち」から N-Action 班へ』全通研長野支部
- ・「大通研 N-Action の発足とこれから」全通研大阪支部
- ・「全通研宮崎支部 N-Action の取り組み」全通研宮崎支部
- ・「地域班づくりの取り組みについて」全通研埼玉支部

《第2分科会》 手話通訳者の仕事

(旧第1分科会「雇用されている手話通訳者」と旧第2分科会「登録手話通訳者」を統合)

連 盟(共同研究者)／中西 久美子

全通研(司会・記録)／米野 規子、新船 洋平

手話通訳者の業務内容は、障害福祉分野のみならず、医療、教育、生活、司法、労働、社会参加など多岐にわたります。

近年、障害者差別解消法の施行、手話言語条例の制定、地域共生社会の取り組みなど、社会情勢は変化し、コロナ禍で遠隔手話サービスや電話リレーサービスといったデジタル社会でのオンラインを活用した情報保障など、手話通訳業務の広がりがみられます。手話通訳業務ときこえない人への支援について情報交換し、「手話通訳の仕事」についての議論を深めましょう。

◆討論の柱◆

- ・手話通訳者の業務を振り返り、専門性や健康問題を考えよう
- ・社会的要請に応える、きこえない人たちが望む(求める)手話通訳者像とは？

【過去のレポート(参考)】

- ・「画面での手話通訳とその特徴」全通研東京支部(手話通訳あり方班)
- ・「手話通訳現場対応力を考える～コーディネーター業務の現状～」
公益社団法人札幌聴覚障害者協会 コミュニケーション支援課
- ・「設置手話通訳者班会について」全通研鹿児島支部

- ・「コーディネート業務の専門性を高める取り組み」全通研東京支部
- ・「登録手話通訳者班の活動」全通研埼玉支部
- ・「専任手話通訳者の業務整理の取り組みについて」全通研埼玉支部
- ・「専従手話通訳者に求められること～手話通訳者現任研修会から考える～」全通研北海道支部

《第3分科会》手話通訳制度・しくみづくり

(旧第7分科会「手話通訳制度の現状や課題」と旧第8分科会「全国各地でのさまざまな取り組み」を統合)

連 盟(共同研究者)／石野 富志三郎

全通研(司会・記録)／佐々木 良子、宥免 千英子

きこえない人の社会参加には、各分野の情報保障やコミュニケーション保障が必要です。手話通訳制度が拡充し、医療、教育、労働、災害時など合理的配慮がなされるよう、「手話通訳制度・しくみづくり」について考えましょう。

◆討論の柱◆

- ・市町村事業と都道府県事業の実施状況と問題点・課題について考えよう
- ・手話通訳者の養成、認定、設置、派遣の制度の課題と取り組みについて考えよう
- ・養成についての連携のあり方(大学等での手話通訳者の養成)について考えよう

【過去のレポート(参考)】

- ・「目指すべき手話通訳制度とは」全通研鳥取支部
- ・「三重県意思疎通支援事業に関する実施状況調査の取り組み」三重県聴障協／全通研三重支部
- ・「『埼玉聴覚障害者情報センター中長期計画検討委員会』の取り組みについて」全通研埼玉支部
- ・「舞台手話通訳養成と実践～芸術文化における手話通訳～」東京都聴覚障害者連盟

《第4分科会》地域でいきいきと暮らすために

(旧第3分科会「地域で暮らす」)

連 盟(共同研究者)／吉野 幸代

全通研(司会・記録)／桐原 サキ、間船 博

障害者差別解消法の施行や手話言語条例の制定が広がる中、きこえない人の暮らしはどう変わったのでしょうか。

子育て、就労、高齢化、防災など地域におけるきこえない人の課題を出し合い、すべての人がいきいきと暮らすことができる地域づくりについて考えましょう。

◆討論の柱◆

- ・きこえない人の子育て、就労、高齢化、健康、防災、その他、暮らしの中のさまざまな課題について考えよう
- ・すべての人が、地域でいきいきと暮らすための取り組みについて考えよう

【過去のレポート(参考)】

- ・「『ひと休み』に思いを乗せて」全通研山梨支部
- ・「コロナ禍の医療班活動」全通研山梨支部
- ・「手話での案内が当たり前の施設を目指して」全通研福島支部
- ・「機関紙『岩通研会報』手話の輪をひろげる」全通研岩手支部
- ・「全通研島根支部医療班の活動報告」全通研島根支部医療班
- ・「長崎県高齢聴覚障害者実態調査報告」全通研長崎支部
- ・「聴覚障害児と共に過ごした6年間の軌跡と支部活動」全通研山梨支部
- ・「聴覚障害者の医療と合理的配慮について－医療プロジェクトチームの取り組み－」全通研埼玉支部

《第5分科会》 手話の拡がりを感じる社会に

(旧第6分科会「学習会や手話通訳者等の養成」)

連 盟(共同研究者)／大竹 浩司

全通研(司会・記録)／佐藤 俊通、高田 浩次

障害者差別解消法施行、手話言語条例の拡がりなどで、きこえない人の社会参加が拡大する一方で、手話での日常会話や、手話通訳ができる人材が求められています。

「手話がきこえない人の生活で使われる言語であること」、「きこえない人のよりよい暮らしやろう運動についての理解」が望まれている手話奉仕員養成や手話通訳者養成も含め、手話を拡げるための取り組みには、どのような視点が必要なのかみんなで考えましょう。

◆討論の柱◆

- ・手話啓発の視点での手話講座、手話奉仕員養成講座、手話通訳者養成講座等のあり方について考えよう
- ・きこえない人の暮らしやろう運動について学び、身近に感じてもらうための講座づくりを考えよう
- ・指導方法、テキストの使い方などについて考えよう(地域・大学等の養成も含む)

【過去のレポート(参考)】

- ・「手話通訳者養成講座修了者への手話通訳者全国統一試験合格に向けた学習支援の取り組み」全通研宮城支部
- ・「手話奉仕員養成への取り組み」公益社団法人札幌聴覚障害者協会 手話普及事業担当者
- ・「東京都の手話通訳者等養成事業と東京手話通訳等派遣センター独自の手話講座の現状と課題」
公益社団法人東京聴覚障害者総合支援機構 東京都聴覚障害者連盟
- ・「国家資格化を踏まえた手話通訳者養成カリキュラムの検討にむけて」全通研群馬支部
- ・「どうすれば早く手話が上達するのか ろう者に伝わる手話表現の習得のために」全通研大阪支部
- ・「手話講習会におけるLGBTへの配慮」東京都聴覚障害者連盟

《第6分科会》 身近な課題を社会の課題に

(旧第4分科会「ネットワークづくり」、旧第8分科会「全国各地でのさまざまな取り組み」を統合)

連 盟(共同研究者)／石橋 大吾

全通研(司会・記録)／加藤 貴雄、伊藤 利明

全国の仲間の運動が、きこえない人や手話通訳者に関わるさまざまな課題を解決する原動力となってきました。

全国の自治体で制定が進んできた手話言語条例や情報コミュニケーション条例、差別解消に関わる条例などの取り組みと課題について考えましょう。

また、現在地域福祉計画、障害者計画など、市民、県民を巻き込んだ取り組みと制度、しくみについて考えましょう。

◆討論の柱◆

- ・各地の制度改革や政策提言の運動と課題について考えよう
- ・手話言語条例や情報コミュニケーション条例等の取り組みについて考えよう
- ・地域課題の解決に向けて他団体と連携する取り組みについて考えよう
- ・地域福祉計画、障害者計画等、社会的合意に向けての取り組みについて考えよう
- ・差別解消、合理的配慮の取り組みについて考えよう

【過去のレポート(参考)】

- ・「北海道における『手話言語条例』制定に向けての取り組みについて」全通研北海道支部
- ・「リレー通訳者と聴通訳者の協働 - 沖縄聴覚障害者情報センターの事例 -」

- ・「けいわん予防のための豆州(伊豆)ストレッチ DVD の作成」全通研静岡支部
- ・「聴覚障害者の視点に立った防災対策プロジェクト～地域に根ざしたネットワークづくり活動の記録～」全通研愛知支部
- ・『平成 29 年 7 月九州北部豪雨』を振り返って～防災検討報告～」大分支部 防災担当
- ・「災害対応カードゲーム教材『クロスロード(聴覚障害者編)』作成の取り組み」全通研三重支部
- ・「防災に関する九州ブロックでの取り組み」全通研九州ブロック
- ・「防災プロジェクトチームの取り組みについて」全通研埼玉支部
- ・「まさか、まさかの大阪北部地震ーブロックセンターの役割」全通研大阪支部

■分科会レポートについて

1. 提出締切

6月16日(金)までに、各都道府県のろうあ連盟加盟団体または全通研支部にご提出ください。

ろうあ連盟加盟団体または全通研支部は、集約したレポートを6月23日(金)までに、下記のメールアドレスに電子データでお送りください。印刷の都合上、締め切り厳守でお願いします。

2. 提出にあたっての注意事項

レポートは、個人名、事業所名だけでは提出できません。必ず、所属のろうあ連盟加盟団体名または全通研支部名を記入してください。

電子データで保存しますので、レポートは Word(ワード)等で作成し、できれば PDF に変換してお送りいただくようお願いします。

レポート送付先 E-mail:NRASLI@zentsuken.net

一般社団法人 全国手話通訳問題研究会

「サマーフォーラムレポート」係

(〒602-0901 京都府京都市上京区室町通今出川下ル 線維会館内)

地域で、集団で、レポートづくりを

(1) さまざまな実践の取り組みをレポートに

レポート作成にあたって、これまでの実践や活動などの取り組みの記録を振り返りながら、集団的に話し合うことが大切です。

サマーフォーラムを日々の学習や活動の節目と位置付け、全国各地の仲間との学習、交流を通して、今後の取り組みの方向性を明らかにしていきましょう。

(2) 集団的レポートづくりを

レポートをまとめる際、集団の目を通したレポートづくりに努力しましょう。1つひとつの事実がどのような意味を持っているのかなど、みんなで話し合いながら、自分たちの取り組みをまとめてみましょう。

(3) 継続したレポートの発表も

分科会では、討論の最後に次の集会までに取り組む課題を確認し合います。確認された課題がどのように取り組まれたかは大いに期待されます。

(4) 話し合いたいことをわかりやすくまとめて

レポート発表の時間は限られています。討論したいことが参加者にわかりやすく、的確にまとめてください。

レポート作成にあたって

(1) 発表レポートは「大会誌」に掲載します

十分に分科会の討論がされるためには、参加者が事前にレポートを読んでおくことが大切です。発表者の話も分かりやすく、スムーズに討論も進みます。そのために、分科会では、集会参加者全員に配布する「大会誌(レポート集)」を作成しています。

レポートは電子データで保存する関係、Word(ワード)等で作成をお願いします。作成したレポートは 6 月 16 日(金)までに、ろうあ連盟加盟団体または全通研支部に提出してください。締切日は厳守してください。当日のレポートの持ち込みはできません。

(2) レポート作成は所定の書式で

レポートは、下記書式で作成してください。枚数は原則として片面 2 枚以内とします。届いたものをそのまま印刷しますので、できるだけPDFに変換して提出してください。

- ・サイズ・・・用紙/A4縦、文字/横書き
 - ・四辺の余白・・・上下各 25mm、左右各 20mm
 - ・一枚あたりの字数・・・35 字×40 行=1400 字(一段組)
 - ・本文の文字種は「明朝体」、文字サイズは「11 ポイント」
 - ・タイトル、レポート作成者とその所属(ろうあ連盟加盟団体または全通研支部)の記載は、5 行分使用するものとする。
 - ・レポートには、作成者が所属するろうあ連盟加盟団体または全通研支部を明記する。
 - ・事業所や個人の取り組みをレポートとして提出する場合も、作成者が所属するろうあ連盟加盟団体または全通研支部を明記する。
 - ・レポートは必ずろうあ連盟加盟団体または全通研支部を通して提出する。
 - ・ろうあ連盟加盟団体または全通研支部は、『レポート提出票』を添えて提出する。
- ※『レポート提出票』は、発表分科会名/レポートタイトル/所属団体及び発表者名/必要な機材/特記事項を記入したもの

(3) レポートに対する「補足資料」の当日配布について

- ・提出レポートに対する「補足資料」の当日配布を認めています。
- ・「補足資料」を配布する場合、分科会司会者に 3 部と本部控え 2 部(連盟と全通研)の計 5 部を提出してください。司会者の許可を得てから配布をしてください。
- ・「補足資料」は、当該分科会の参加者分を準備して持参ください。(分科会ごとの参加者数については、大会誌と併せてお送りします)
- ・なお、「補足資料」も電子データで保存しますので、電子データをレポート係にメールで送ってください。パワーポイントで作成したものも含まれます。
- ・集会当日の印刷等は、会場ではできません。

(4) 視聴覚機材の利用申し込みについて

- ・ビデオ、プロジェクター等の機器利用希望は、レポート提出時に『レポート提出票』にその旨を明記し、申し込んでください。(準備できない場合もありますので、ご了承ください)
- ・パソコンについては、各自持参ください。